

◎ 大学の授業料減免制度の創設等

【法令名】

大学等における修学の支援に関する法律

【掲載官報】	令和元年5月17日 号外第11号 38ページ
【法令番号】	令和元年5月17日 法律第8号
【管轄省庁】	文部科学省
【施行期日】	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<p>1 総則</p> <p>(一) 目的</p> <p>この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)</p> <p>(二) 定義</p> <p>(1) この法律において「大学等」とは、大学（学部を置くことなく大学院を置く大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいうこととした。(第2条第1項関係)</p> <p>(2) この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第4学年及び第5学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいうこととした。 (第2条第2項関係)</p> <p>2 大学等における修学の支援</p> <p>(一) 大学等における修学の支援</p>

大学等における修学の支援は、文部科学大臣等の確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とすることとした。（第3条関係）

(二) 学資支給

学資支給は、学資支給金の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）の定めるところによることとした。（第4条及び第5条関係）

(三) 授業料等減免

(1) 授業料等減免

授業料等減免は、この法律の規定による授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の減免とすることとした。

（第6条関係）

(2) 大学等の確認

大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学大臣等に対し、当該大学等の教育の実施体制に関し、当該大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること等の要件（以下「確認要件」という。）を満たしていることについて確認を求めることができることとした。（第7条関係）

(3) 確認大学等の設置者による授業料等の減免

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする事とした。（第8条関係）

(4) 減免費用の支弁等

大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、国又は地方公共団体が支弁することとし、都道府県が支弁する減免費用の一部を国が負担することとした。（第10条及び第11条関係）

(5) 認定の取消し等

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた等と認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る認定を取り消すことができ、取り消したときは、その旨を文部科学

WestlawJapan 法令あらまし

大臣等に届け出なければならないこととした。また、当該確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、当該届出があった場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができることとした。

(第 12 条関係)

(6) 報告等

文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者等及び確認大学等の設置者等に対し、報告等を命じること等ができることとした。(第 13 条関係)

(7) 勧告、命令等

文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合等には、当該確認大学等の設置者に対し、勧告、命令等を行うことができることとするとともに、確認大学等が確認要件を満たさなくなったとき等の場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができることとした。(第 14 条及び第 15 条関係)

3 附則

政府の補助等に係る費用の財源

学資支給に要する費用として政府が独立行政法人日本学生支援機構に補助する費用及び国が支弁又は負担する減免費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保することとした。(附則第 4 条関係)

【改正される法令】

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）
- ・ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）
- ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）
- ・ 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）